

令和5年度
「祇園祭ごみゼロ大作戦」広報運營業務
募集要項



<募集期間>

令和5年4月3日（月）～令和5年4月17日（月）

受付及び問合せ先

京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 減量企画担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL : 075-222-3946 FAX : 075-213-0453

1 提案の手順について

提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

- | | | |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| ア 参加意思確認書 | (提出期日：令和5年4月13日(木)午後5時まで) | |
| イ 企画提案書 | } | (提出期日：令和5年4月17日(月)午後5時まで) |
| ウ 見積書 | | |
| エ 業務実績一覧表 | | |

※ イ、ウ、エについては、正本1部、コピー5部の合計6部を提出すること。提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

2 参加資格要件について

本募集に応募する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

3 提案書類の提出

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思確認書（様式1）を「1 提案の手順について」で記載する期日までに、京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課へ提出すること。（押印不要。ファックス又は電子メール可。ファックスは着信を確認すること。）

(2) 企画提案書

仕様書「4 委託業務内容」について提案すること。企画提案書の作成に当たっては、企画提案書 表紙（様式2）を使用し、以下の点についても記載すること（原則としてA4横書き15枚以内程度。図表等についてA3を用いることは可。）。

- ・ 実施体制
- ・ 業務スケジュール
- ・ 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。再委託先との連絡調整、統括は受託者が行う。）
- ・ 受託者が過去5年間に制作した広報印刷物（ポスター、チラシ等）3種類程度（現物の提出または企画提案書上のデータ貼付、いずれでも可。）
- ・ これからの1000年を紡ぐ企業認定やKES等の環境マネジメントシステムの認証を受けている場合は、それを証する書類の写し

(3) 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を提出すること。

なお、本業務に係る全体経費については、**800千円**（消費税及び地方消費税相当額を

含む。)を上限価格とし、提出された見積金額がこの上限価格を超えている場合は、失格とする。

(4) 業務実績一覧表

過去5年間において受託した類似業務(国、地方公共団体、民間企業問わず)について、業務実績一覧表(様式3)を作成すること。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該受託希望者に確認のうえ、本市が判断する。

(5) 提出期日

企画提案書、見積書、業務実績一覧表については、「1 提案の手順について」で記載する期日までに、持参又は郵送(書留郵便に限る。(必着))により提出すること。

(6) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 減量企画担当

TEL: 075-222-3946 FAX: 075-213-0453 電子メール: gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

(7) 費用負担

提案に要する費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 募集要項、仕様書、企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目に対する質問等、提案内容に関する問合せについては、本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問合せのあったものに対し、全ての回答を取りまとめ、下記のページに掲載する。

ただし、他の参加者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

令和5年4月6日(木)午後5時まで

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、(6)の提出先にファックス又は電子メールで問い合わせること。

※ 電話での質問には応じない。

ウ 回答方法

令和5年4月10日(月)午後5時までに、京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

【URL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

4 プロポーザルの手続きの概要

提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

提案書に基づき、審査委員会において審査を実施し、最も優秀な提案を選定する。

必要に応じて、提案者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施する場合があるが、その場合には、提案者に別途通知する。

なお、プレゼンテーション審査を実施する場合は、提案者による10分程度の発表の後、質疑応答を行う。

(2) 審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する。

- ・環境企画部 環境総務課 人材育成・監察・業務改革担当課長
- ・循環型社会推進部 資源循環推進課長
- ・循環型社会推進部 資源循環推進課 担当係長
- ・循環型社会推進部 資源循環推進課 調査係長

(3) 審査基準

以下の項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。

ア 広報運営に関する企画能力 【15点】

本取組をより多くの人に知ってもらうとともに、「ごみの分別」や「リユース食器の利用」に係る市民及び観光客の認知・関心を高められるような、効果的な広報運営が提案されているか。

イ ポスター、チラシなど宣伝ツールの活用 【15点】

ポスター、チラシなどの宣伝ツールについて、市民及び観光客の認知・関心を高められるような、効果的な配付先や活用手法の工夫がなされているか。

ウ プレスリリースの効果的な配信 【15点】

プレスリリースの作成、配信について、多様なメディアで情報が採り上げられるなど、具体的な成果が得られるような工夫がなされているか。

エ 運営体制の安定度 【10点】

業務を安定的に実施することができる体制か。

オ 見積金額 【5点】

$5 \text{点} \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積額})$

※ ただし、小数点以下は切り捨てる。

カ 実績件数 【5点】

過去5年間において受託した類似業務が十分にあるか。

キ 社会貢献 【5点】

これからの1000年を紡ぐ企業認定、KES等の環境マネジメントシステムの認証を受けているか。

【合計70点】

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について、審査基準に基づき採点を行い、その合計点が満点の6割以上であり、かつ応募者の中で最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。

なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）であり、かつ審査委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも採用しないことがある。

受託候補者が本市の示す「プロポーザル参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者としなない。

(5) 審査結果の通知

審査結果について、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知するとともに、選定結果、参加した事業者及び評価点等の受託候補者を選定した理由が分かる情報を本市のホームページにおいて公表する。

通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届い

ってから1週間以内に、書面をもって、京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課まで提出すること。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

5 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年8月31日（木）まで

(4) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課が指示するところによるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約内容、契約金額等に変更が生じる場合がある。

6 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集の公告	令和5年4月3日（月）
質問受付期限	令和5年4月6日（木）午後5時まで
質問に対する回答の掲載	令和5年4月10日（月）午後5時まで
参加意思確認書提出期限	令和5年4月13日（木）午後5時まで
企画提案書提出期日	令和5年4月17日（月）午後5時まで
審査	令和5年4月中旬
審査の結果通知	令和5年4月中旬
業務委託契約	令和5年4月中旬～下旬
履行期限	令和5年8月31日（木）